



学習法革命！ 3段階カリキュラムが 受験界を変える！

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷校 姫野 寛之
梅田校 中山 慶一

TAC

1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、TACが提供する「基礎総合コース」と3段階カリキュラムについて説明するものである。

2 司法書士の業務

司法書士は他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする（司書法3条1項）。

- (1) 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- (2) 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること。
- (3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
- (4) 裁判所もしくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること。
- (5) (1)から(5)までの事務について相談に応ずること。
- (6) 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（⑤の手続を除く。）については、代理することができない。
 - ① 民事訴訟法の規定による手続（②の手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であって、訴訟の目的の価額が140万円を超えないもの
 - ② 裁判上の和解の手続又は支払督促の手続であって、請求の目的の価額が140万円を超えないもの
 - ③ 訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法の規定による手続であって、本案の訴訟の目的の価額が140万円を超えないもの
 - ④ 民事調停法の規定による手続であって、調停を求める事項の価額が140万円を超えないもの
 - ⑤ 少額訴訟債権執行の手続であって、請求の価額が140万円を超えないもの
- (7) 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であって紛争の目的の価額が140万円を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続もしくは裁判外の和解について代理すること。
- (8) 筆界特定の手続であって対象土地の価額が5,600万円を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

上記(6)から(8)までの業務（これを、「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。

- ① 簡裁訴訟代理等関係業務について特別研修（「100時間研修」と呼ばれる。）を修了した者であること。
- ② ①に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を

有すると認定した者であること。

- ③ 司法書士会の会員であること。

3 司法書士試験（筆記試験関係）

(1) 受験資格

司法書士試験は、年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

(2) 筆記試験の期日

毎年7月の第一日曜日（例年）

- * 法務大臣は、毎年1回以上、司法書士試験を行わなければならない（司書法6条1項）。

(3) 筆記試験の内容

- ① 憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識
- ② 不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）
- ③ 供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識
- ④ その他司法書士法3条1項1号から5号まで（前記1の(1)から(5)まで）に規定する業務を行うのに必要な知識及び能力
cf. 口述試験の試験範囲は、②と④である。

	時 間	試験の内容
午前の部	午前9時30分から午前11時30分まで	①
午後の部	午後1時から午後4時まで	②③④

(4) 試験の方法、配点及び合格判定の方法

- ① 午前の部の試験（前記(3)の①）及び午後の部の試験のうち前記(3)の③及び④については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記(3)の②については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施される。
- ② 午前の部の試験及び午後の部の試験の多肢択一式問題は、それぞれ35問で105点満点、午後の部の試験の記述式問題は、2問で70点満点である。
- ③ 午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とされる。
- ④ 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記載しなかった場合は、採点されない（試験時間終了後、これらを記載することは、認められない。）。
- ⑤ 記述式用答案用紙の解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載がある場合、その者の記述式用答案用紙については、採点されない。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)	34.0	181.0	207.0(26.0)
H30	78(26 問)	72(24 問)	37.0	187.0	212.5(25.5)
H31	75(25 問)	66(22 問)			

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

※ 年度表記は法務省の公表した表記に揃えたものである（H31 は実際には R 1.7 月実施であるが、法務省はあくまで H31 年度の表記であるため、それを踏襲している。）。

4 司法書士試験の合格のために必要な事項

(1) 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

過去問の演習は、既出の知識が出題された場合への対策であり、過去問の分析は、未出の知識が出題された場合への対策である。

(2) 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）

※推奨：パーフェクト過去問題集シリーズ（早稲田経営出版刊）

- ④ 未来問（分析問）

* 多くの受験生にとって、④は、受験指導校の答練や模試の問題を意味する。

(3) 受験指導校の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記(1)に掲げる目的を、上記(2)を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、基礎総合コースである。

基礎総合コースは、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

【筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）】

法務省では、平成11年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成11年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

【過去問の知識のみで正解できる問題数】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
午前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0	0	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16	15	13
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3	2	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2	1	0
	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14
午後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3	2	2
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1	1	0
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1	1	0
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2	3	3
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11	8	9
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1	4	2
合 計	16	16	18	22	15	20	20	17	

【参考】

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	878
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139	2,179	1,143	632
H30	17,668	14,387	2,897	3,461	2,135	1,160	620

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近6回の司法書士試験の合格点等の分析

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
①	択一式問題の基準点の突破率	7.9%	8.2%	10%	11%	11%	12%
	[出願者ベース (受験者数ベース)]	(9.6%)	(10%)	(12%)	(13%)	(14%)	(14.8%)
②	筆記試験の合格率	2.9%	3.1%	3.2%	3.2%	3.3%	3.5%
	[出願者ベース (受験者数ベース)]	(3.5%)	(3.7%)	(3.9%)	(3.9%)	(4.0%)	(4.3%)
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1025人	968人	1040人	1130人	1,036人	975人
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358人	303人	505人	491人	511人	540人
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71人	95人	50人	65人	77人	66人

5 基礎総合コース

(1) 構成

基礎総合コースは、3段階学習により構成される（スリーフェイズ システム（3 Phase system））。

(2) 内容

3段階学習により、効率的かつ確実に合格までステップアップすることができる。

すなわち、基礎総合コースでは、学習量が多いことから初学者用のコースでは設計が難しい「段階的な学習」を実現している。

「人は忘れる」ことを前提として、【基礎論点】→【基礎+応用論点】→【演習+知識整理】の3段階学習で、森（総論・全体像）→木（各論）を意識しながら、知識を定着させることができる。

(3) 全体像

Phase	対象	講座名		コース名
1 ※1	基礎論点	基礎マスター (2022年目標 全70回/2021年目標 全67回) (基礎的な記述式問題対策を含む。)		基礎総合 コース
2 ※2	基礎論点 +応用論点	択一式対策講座【理論編】(全66回)	上級総合 本科生	
		記述式対策講座(全26回)		
3 ※3	演習 +知識整理	択一式対策講座【実践編】(全33回)		
		全国実力 Check 模試(全1回) 全国公開模試(全3回)		

※1 Phase 1

基礎論点をスピーディに学習する。

一般的に1年以上(100回以上の講義回数)必要な基礎学習について、今後の基盤を築くために必要十分な論点に絞った効率的な講義により、10か月以下(従前の半分程度の講義回数)で行う。

※2 Phase 2

基礎論点の学習が終了していることを前提として、基礎論点と併せて、応用論点を学習する。

※3 Phase 3

圧倒的な量の問題演習により、知識を定着させ、実践力と実戦力を養成するとともに、知識の総整理を行う。

6 使用する教材

基礎総合コースで使用する教材は、次のとおりである。

講座名		使用教材
基礎マスター		テキスト1 + トレーニング
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + トレーニング (オプション教材)
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	テキスト3
	実践編	テキスト4
	実践総合編	実践総合演習用教材

(1) テキスト1

業界一網羅性の高いテキスト

* 2019年合格目標 択一式対策講座【理論編】のバッチリ網羅は、後掲<2019年合格目標 択一式対策講座【理論編】 バッチリ網羅>のとおりである。

(2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

(3) テキスト3

記述式問題の出題傾向、解法、出題可能性がある論点の説明書

(4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

7 最後に

私たちTACがご提供いたします「基礎総合コース」は、基礎講座の内容と中上級講座の内容を併せ持つ、これまで司法書士試験の受験界になかった画期的なコースです。

司法書士試験に合格するためには、近年の出題傾向をしっかりと把握し、過去問を中心とした基本的な論点と出題可能性のある応用的な論点とを徹底的に押さえなければなりません。

そして、これらの論点を、正確にインプット（記憶）し、徹底的にアウトプット（演習）することで、司法書士試験で戦える武器となるのです。

「基礎総合コース」は、上記の要素を全て兼ね備え、司法書士試験の確実な合格に向けた設計となっています。そこに、私たちがこれまでに作り上げてきた「確実に合格するための方法論」が取り入れられていることはいまでもありません。

司法書士試験対策講座の新機軸「基礎総合コース」をご受講いただき、司法書士試験に合格しましょう。

(前注) 上級総合本科生『択一式対策講座【理論編】』に係る『バッチリ網羅』の定義について

α) 判定手続 (択一式のみ) : 本試験問題とテキストの記述を“肢単位”で比較し『バッチリ網羅』を判定する。

β) 定義 : 論点が同一で、且つ正答を導き出すためのポイント・条文・判例等がテキストに明記されている場合を『バッチリ網羅』とする。

1 総合

	網羅設問数	網羅率 (正解できる問題数)
午前の部	170/175	97.1% (35問) ※
午後の部	167/175	95.4% (35問) ※
合計	337/350	96.2% (70問)

※ 正解できなかった問題は、存在しない。

【担当講師：姫野からのメッセージ】

択一式対策講座【理論編】のテキストは、僕が受験生の時に欲しかったものを形にしました。

そこから出題されることが確実に、理解・暗記に集中できる教材。

薄さを売りにする教材もありますが、僕は、教材の厚さ・薄さの議論に意味はないと考えています。

理由を書かず、図表中心にすれば、教材は薄くなります。

逆に、理由を書き、図表を少なくすれば、教材は厚くなります。

理由の部分は、理解したら何度も繰り返し読むこともないわけで、テキストの実質的な厚さは、あまり変わりません。

また、本試験における図表の問題の出題数は極めて少なく、文章で押さえておくことが実践的です。

確実な合格が、僕の講師としての至上命題です。

司法書士試験は、博打ではありません。

計算して確実に合格できるものです。

(前注) 設問の欄の は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解することができない設問である。

2 午前の部

		設 問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲 法	憲・刑 p23	憲・刑 p25	憲・刑 p23	憲・刑 p24	憲・刑 p26	
第2問		憲・刑 p168	憲・刑 p220	憲・刑 p231		憲・刑 p176	
第3問		憲・刑 p250					
第4問	民 法	民 I p4	民 I p4	民 II p319	民 II p282	民 II p411	
第5問		民 I p67	民 I p69	民 I p69	民 I p70	民 I p69	
第6問		民 I p101	民 I p78	民 I p93	民 I p79	民 I p94	
第7問		民 I p137	民 I p137	民 I p137	民 I p138	民 I p137	
第8問		民 I p130	民 I p130	民 I p110	民 I p118	民 I p110	
第9問		民 I p147	民 I p158	民 I p149	民 I p156	民 I p154	
第10問		民 I p170	民 I p171	民 I p170	民 I p170	民 I p171	
第11問		民 I p184	民 I p183	民 I p181	民 I p180	民 I p185	
第12問		民 I p225	民 I p220	民 I p226	民 I p223	民 I p221	
第13問		不登 I p352, 民 I p235	民 I p235	民 I p138	民 I p287	民 II p177, p187	
第14問		民 I p172	民 I p112	民 I p256	民 I p256	民 I p257	
第15問		民 I p305	民 I p313	民 I p313	民 I p313	民 I p314	
第16問		民 II p49	民 II p58	民 II p52	民 II p56	民 II p51・52	
第17問		民 II p70	民 II p70	民 II p72	民 II p68	民 II p69	
第18問		民 II p119	民 II p120	民 II p119	民 II p119	民 II p120	
第19問		民 II p239	民 II p239・240	民 II p238・239	民 II p239	民 II p238	
第20問		民 II p280	民 II p281	民 II p289	民 II p282	民 II p281	
第21問		民 II p295	民 II p299	民 II p300	民 II p302	民 II p303	
第22問		民 II p401	民 II p397	民 II p409・410	民 II p416	民 II p403	
第23問		民 II p347, p359, p363					
第24問		刑 法	憲・刑 p477	憲・刑 p465	憲・刑 p475	憲・刑 p456	憲・刑 p477
第25問			憲・刑 p611	憲・刑 p611	憲・刑 p612	憲・刑 p608	憲・刑 p611
第26問			憲・刑 p545	憲・刑 p546	憲・刑 p545		憲・刑 p548
第27問	会社法 商 法	会・商 p19	会・商 p21	会・商 p22	会・商 p18	会・商 p25	
第28問		会・商 p135	会・商 p134	会・商 p172	会・商 p133	会・商 p134	
第29問		会・商 p179	会・商 p179	会・商 p209	会・商 p191, p455	会・商 p178	
第30問		会・商 p86	会・商 p224	会・商 p234		会・商 p237	
第31問		会・商 p285	会・商 p286		会・商 p282	会・商 p288	
第32問		会・商 p360	会・商 p365	会・商 p365	会・商 p366・367	会・商 p402	
第33問		会・商 p407		会・商 p426, 429	会・商 p446	会・商 p518	
第34問		会・商 p491	会・商 p556	会・商 p487	会・商 p549	会・商 p556	
第35問		会・商 p639	会・商 p678	会・商 p679	会・商 p679	会・商 p677	

※ 第18問、第20問、第23問及び第28問は、ア～オではなく、1～5である。

3 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p18			民訴等 p7	民訴等 p16
第2問		民訴等 p134	民Ⅱp123	民訴等 p196	民訴等 p197	
第3問		民訴等 p143	民訴等 p145	民訴等 p139・140	民訴等 p141・142	民訴等 p140・141
第4問		民訴等 p153	民訴等 p167	民訴等 p165	民訴等 p165, p171	民訴等 p175
第5問			民訴等 p207	民訴等 p214	民訴等 p213	民訴等 p206
第6問	民保法	民訴等 p449	民訴等 p449	民訴等 p449・450	民訴等 p446	民訴等 p445
第7問	民執法	民訴等 p296	民訴等 p296	民訴等 p305	民訴等 p296	民訴等 p429
第8問	司書法	供・書 p250	供・書 p254	供・書 p265	供・書 p261	供・書 p254
第9問	供託法	供・書 p116	供・書 p116	供・書 p117	供・書 p116	供・書 p118
第10問		供・書 p134	供・書 p135	供・書 p136	供・書 p132	供・書 p166
第11問		供・書 p74	供・書 p75	供・書 p75	供・書 p76	供・書 p103
第12問	不登法	不登Ⅰ p116	不登Ⅰ p117		不登Ⅰ p143	不登Ⅰ p163
第13問		不登Ⅰ p200	不登Ⅰ p200	不登Ⅰ p197	不登Ⅰ p199	不登Ⅰ p224
第14問		不登Ⅰ p93・94	不登Ⅰ p93	不登Ⅰ p89	不登Ⅰ p94	不登Ⅰ p91
第15問		不登Ⅰ p223	不登Ⅰ p230	不登Ⅰ p253	不登Ⅰ p222	不登Ⅰ p222
第16問		不登Ⅰ p259	不登Ⅰ p259	不登Ⅰ p261	不登Ⅰ p261・262	不登Ⅰ p261
第17問		不登Ⅰ p255・256	不登Ⅰ p90	不登Ⅰ p257	不登Ⅱ p185	不登Ⅰ p407・408
第18問		賃貸借： 地役権：不登Ⅰ p315	賃貸借：不登Ⅱ p165 地役権：不登Ⅰ p317	賃貸借：不登Ⅱ p89 地役権：	賃貸借：不登Ⅱ p220 地役権：不登Ⅱ p219	賃貸借：不登Ⅰ p330 地役権：不登Ⅰ p322
第19問		不登Ⅰ p81	不登Ⅰ p336	不登Ⅰ p333	不登Ⅰ p334	不登Ⅰ p329
第20問		不登Ⅰ p346	不登Ⅰ p368	不登Ⅰ p381	不登Ⅰ p405	不登Ⅱ p166
第21問		不登Ⅱ p7	不登Ⅱ p32	不登Ⅱ p34	不登Ⅱ p7	不登Ⅱ p3
第22問		不登Ⅱ p179	不登Ⅱ p180	不登Ⅱ p181	不登Ⅱ p179	不登Ⅱ p180
第23問		不登Ⅱ p139	不登Ⅱ p141	不登Ⅱ p139	不登Ⅱ p141	不登Ⅱ p139
第24問		不登Ⅰ p356	不登Ⅰ p356・357	不登Ⅱ p11	不登Ⅱ p11	不登Ⅱ p11
第25問		不登Ⅱ p58	不登Ⅱ p29	不登Ⅰ p306	不登Ⅰ p278	
第26問		不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253	不登Ⅱ p253
第27問		不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p423	不登Ⅰ p428	不登Ⅰ p428
第28問		商登 p73	商登 p91	商登 p94	商登 p112	
第29問	商登 p217	商登 p194・195	商登 p155	商登 p159, 161	商登 p158	
第30問	商登 p181~183, p198	商登 p182・183	会・商 p156	商登 p173・174	商登 p183	
第31問	商登 p201	商登 p208	商登 p208	商登 p191, p225	商登 p237	
第32問	商登 p562	商登 p416, p435	商登 p509	商登 p409	商登 p134	
第33問	商登 p375	商登 p378	会・商 p383	商登 p381	商登 p372, p377	
第34問		商登 p406, p408	商登 p416	商登 p405, p450	商登 p451・452	
第35問	商登 p623	商登 p686	商登 p619	商登 p674	商登 p680	

【担当講師】

ひめの ひろゆき
姫野 寛之



担当講座

本科生等 基礎総合コース
 上級総合本科生
単科 基礎マスター
 択一式対策講座【理論編】
 択一式対策講座【実践編】
 記述式対策講座
 択一予想論点マスター講座
 予想論点ファイナルチェック
その他 答練の解説講義

ブログ

姫野司法書士試験研究所

<http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/>



ツイッター

@hiroyukihimeno

<https://twitter.com/hiroyukihimeno>



学習法革命！3段階カリキュラムが受験界を変える！

【MEMO】